

移住支援金 制度のご案内

県内の担い手不足対策と移住促進のため、
UIJターンによる就業・創業者を
支援（補助金を支給）する制度です。



佐久穂町でも、下記の要件に基づき補助金制度を実施します。

申請にあたっての要件

移住等に関して

- ・平成31年4月1日以降、佐久穂町に移住された方
- ・連続して5年以上東京圏、愛知県又は大阪府に在住
- ・かつ連続して5年以上、上記地域に就労

就業等に関して

- ・県の運営する「マッチングサイト（8月公開予定）」に掲載の求人（企業）に応募
- ・長野県内に本店を置く企業に転職
- ・無期の雇用契約＋3カ月以上の在職

創業等に関して

- ・長野県の「創業支援金」の交付決定を受けていること ※詳細は長野県労働雇用課雇用対策係（電話：026-235-7201）にご確認ください

支援金の額

単身の世帯 ⇒ 60万円
2人以上の世帯 ⇒ 100万円

※申請にあたっては、書類（所定の申請書、就労証明等）の提出や手続きが必要になります。また、当町の定める返還要件に該当した場合は、支援金の返還をしていただくことがあります。